

○静岡県公安委員会の運営に関する規程

(平成13年2月22日静岡県公安委員会規程第1号)

改正 平成14年3月20日県公委規程第1号 平成15年11月27日県公委規程第4号
平成16年4月22日県公委規程第3号 平成18年3月31日県公委規程第7号
平成19年2月8日県公委規程第1号 平成29年3月30日県公委規程第7号
令和元年8月8日県公委規程第3号 令和4年11月17日県公委規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県公安委員会（以下「委員会」という。）の運営について、静岡県公安委員会の運営に関する規則（平成13年静岡県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 委員会の運営に当たっては、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）、規則及び静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）によるほか、本規程の定めるところによる。

(監察担当)

第3条 法第43条の2第2項に規定する事務を行う委員（以下「監察担当委員」という。）は、その事務を行うことが必要となった都度、委員会が指名するものとする。

2 前項の監察担当委員の事務を補助する警察職員については、その事務の内容に応じて静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が作成した補助者リストの中から、委員会が適任者を指定するものとする。

(会議出席者)

第4条 規則第8条第2項の警察職員は、静岡県警察本部の部長、浜松市警察部長、警察学校長、首席監察官、参事官、局長、課長及び署長並びに関東管区警察局静岡県情報通信部の部長及び課長とする。

(速報)

第5条 本部長は、別表第1に定める事項について委員会に速報するものとする。

(報告)

第6条 本部長は、委員会の権限に係る各種法令等（以下「各種法令等」という。）に定めるもののほか、別表第2に定める事項について委員会に報告するものとする。

2 本部長は、法第56条第3項の規定に基づき、別表第3に定める事項について委員会に報告するものとする。

3 前項の規定による報告のうち、その内容が軽微で、懲戒処分又は本部長による訓戒に該当しないことが明らかなものについては、1か月間に認知した件数を類型別に取りまとめ、翌月の定例会に速やかに報告するものとする。

(決裁)

第7条 本部長は、各種法令等に定めるもののほか、別表第4に定める事項について委員会の決裁を受けなければならない。

(緊急の場合)

第8条 緊急やむを得ない事由により、前3条に規定する報告等ができないときは、各委員に対する個別報告をもって報告等があったものとする。ただし、委員会の権限行使を必要とする事項に係るものは除く。

附 則

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月20日県公委規程第1号)

この規程は、平成14年3月20日から施行する。

附 則(平成15年11月27日県公委規程第4号)

この規程は、平成15年11月27日から施行する。

附 則(平成16年4月22日県公委規程第3号)

この規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則(平成18年3月31日県公委規程第7号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月8日県公委規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日県公委規程第7号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月8日県公委規程第3号)

この規程は、令和元年8月8日から施行する。

附 則(令和4年11月17日県公委規程第19号)

この規程は、令和4年11月17日から施行する。

[別表略]